

議案第44号

北上市一般職の職員の給与条例等の一部を改正する条例

(北上市一般職の職員の給与条例の一部改正)

第1条 北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
2	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

<p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(北上市一般職の任期付職員の採用等条例の一部改正)</p> <p>第2条 北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。</p>	

	改正前	改正後
1	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>
2	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p>

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の115」とあるのは「100分の157.5」とする。

3・4 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（北上市会計年度任用職員の給与等条例の一部改正）

第3条 北上市会計年度任用職員の給与等条例（令和元年北上市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法）</p>	<p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法）</p>

第15条 会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法については、規則で定める。

2 [略]

第15条 会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法については、支給日に係る規定を除き、給与条例適用職員の例による

。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第1条表2の項、第2条表2の項及び第3条の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月29日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

岩手県人事委員会の勧告に基づく岩手県職員の給与の取扱いに準拠し、一般職の職員、特定任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定等をしようとするものである。